

**平成25年度決算
八潮市連結財務書類について**

平成27年3月

八 潮 市

<目次>

1. 連結財務書類の概要	
1. 1. 作成モデル	・・・1
1. 2. 対象範囲	・・・1
1. 3. 対象年度	・・・2
1. 4. 連結財務書類の構成	・・・2
2. 各会計・法人の財務書類作成方法	
2. 1. 普通会計	・・・4
2. 2. 連結財務書類の作成	・・・8
2. 3. 法定決算書類の連結修正（資産・負債等の修正）	・・・8
2. 4. 法定決算書類の連結修正（出納整理期間中の現金受払の調整）	・・・14
2. 5. 純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去）	・・・14
2. 6. その他の方針	・・・16
3. 連結財務書類の解説	
3. 1. 財務書類4表の相互関係	・・・17
3. 2. 貸借対照表	・・・18
3. 3. 行政コスト計算書	・・・25
3. 4. 純資産変動計算書	・・・27
3. 5. 資金収支計算書	・・・31
3. 6. 連結財務書類	・・・32
4. 連結財務書類の分析	
4. 1. 普通会計4表	・・・37
4. 2. 連結財務書類4表	・・・39

1. 連結財務書類の概要

1.1. 作成モデル

総務省方式改訂モデルに基づいて作成している。総務省方式改訂モデルについては、以下の報告書で示されている。

- 総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成18年5月）
- 総務省・新地方公会計制度実務研究会「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成19年10月）
- 総務省「「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&A」（平成19年12月）
- 総務省・地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引【総論編（共通事項）】」（平成21年4月）
- 総務省・地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引【総務省方式改訂モデル編】」（平成21年6月）
- 総務省・地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ「財務書類の記載要領（改訂版）」（平成22年3月）
- 総務省「「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&A」（平成23年3月改訂版）
- 総務省・地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引【総論編（共通事項）】」（平成23年3月改訂）
- 総務省・地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引【総務省方式改訂モデル編】」（平成23年3月改訂）

1.2. 対象範囲

以下の会計・法人を連結の対象としている。

図表. 連結の対象となった会計・法人

会計区分		会計・法人名
普通会計		—
地方公営事業会計	法適用企業会計（1会計）	水道事業
	法適用企業会計以外（6会計）	国民健康保険事業 下水道事業 介護サービス事業 宅地造成事業 介護保険事業 後期高齢者医療事業
一部事務組合・広域連合（1団体）		東埼玉資源環境組合
地方三公社（1団体）		八潮市土地開発公社

1.3. 対象年度

平成25年度決算を対象にしている。

1.4. 連結財務書類の構成

連結財務書類は以下の財務書類及び附属明細書で構成されている。

図表. 財務書類及び附属明細書

種別	財務書類及び附属明細書	対象となる会計・法人
普通会計財務書類4表	貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書	普通会計
普通会計附属明細書	有形固定資産明細表 主な施設の状況 売却可能資産の状況 投資及び出資金明細表 貸付金明細表 基金等明細表 長期延滞債権明細表 未収金明細表 債務負担行為明細表	
地方公共団体全体の財務書類4表	地方公共団体全体の貸借対照表 地方公共団体全体の行政コスト計算書 地方公共団体全体の純資産変動計算書 地方公共団体全体の資金収支計算書	普通会計 地方公営事業会計
種別	財務書類及び附属明細書	対象となる会計・法人

連結財務書類 4 表	連結貸借対照表 連結行政コスト計算書 連結純資産変動計算書 連結資金収支計算書	普通会計 地方公営事業会計
連結附属明細書	連結対象法人等明細表 連結貸借対照表内訳表 連結行政コスト計算書内訳表（性質別） 連結行政コスト計算書内訳表（目的別） 連結純資産変動計算書内訳表 連結資金収支計算書内訳表 相殺消去等を含めた重要な修正・組替等の状況 地方債等明細表 退職手当引当金明細表	一部事務組合・広域連合 地方三公社

2. 各会計・法人の財務書類作成方法

連結対象となった会計・法人では以下のような方法で財務書類を作成している。詳しくは「新地方公会計制度研究会報告書」「新地方公会計制度実務研究会報告書」「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&A及び実務手引を参照されたい。

2.1. 普通会計

2.1.1. 基本的な考え方

普通会計では原則として決算統計及び決算書に基づいて財務書類を作成している。ただし、以下の項目では追加でデータ整備をしている。

① 有形固定資産

- 原則：公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物の再調達価額
- 容認：昭和44年度から平成25年度までの決算統計の普通建設事業費の累計額
 - 昭和44年度以降に売却もしくは除却した資産、重要な除売却資産（「1」で容認の規定を採用した場合のみ）
 - 昭和43年以前に取得した資産、寄付された資産、無償譲渡された資産など決算統計で把握することのできない資産のうち重要なもの

② 売却可能資産

- 原則：現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産
- 容認：普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産
- 容認：以下の手順で段階的に拡大
 - 翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
 - 各団体で組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産
 - 普通財産のうち活用を図られていない公共資産
 - すべての普通財産
 - すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産
- 容認：山林を除くことができる
- 評価：各地方公共団体及び売却可能資産の実状に応じて最も合理的な方法
例．鑑定評価額、路線価や公示地価に基づく評価や基準モデル固定資産評価要領を参考とした評価（固定資産税評価額が売却可能価額と著しい差異があると認め

られない場合には、固定資産税評価額を用いることも認められる)

③ 投資及び出資金

- 市場価格のある有価証券：時価評価
- 市場価格のない投資及び出資金のうち連結対象団体以外に対するもの：時価が著しく下落した場合（取得原価に比して30%以上下落した場合）は時価評価

<実質価額の算定>

（当該会計・法人の資産合計額－負債合計額）×当該団体の出資割合

資産合計額－負債合計額＝マイナスの場合：実質価額＝ゼロ

- 市場価格のない投資及び出資金のうち連結対象団体及び会計に対するもの：実質価額が著しく低下した場合（実質価額が30%以上低下した場合）は引当金を計上

<実質価額の算定>

- （当該会計・法人の資産合計額－負債合計額）×当該団体の出資割合
- 資産合計額－負債合計額＝マイナスの場合：実質価額＝ゼロ
- 廃止等を予定していない公営事業会計、一部事務組合、広域連合または地方独立行政法人に対する出資金：実質価額を算定しない
- 地方三公社のうち、解散を予定している地方道路公社、土地開発公社に対する出資金：基準日における資産の時価総額等に基づき実質価額を算定
- 地方住宅供給公社、第三セクター等に対する出資金：解散を予定しない場合であっても、基準日における資産の時価総額等に基づき実質価額を算定

② 基金

- 原則：年度末残高。
- 例外：土地のうち既に事業の用に供されているもの及び行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているもの以外は時価評価。
- 例外：市場価格のある有価証券は原則として時価評価、満期保有目的の場合は取得価額も容認。

- ③ 退職手当組合積立金：負担金累積額－退職金支給累積額＋積立金運用益相当額の加入団体按分額。

※積立金運用益相当額の加入団体按分額＝（退職手当組合の年度末積立金＋歳入歳出差引額－全団体の累積負担金残額）×各団体の累積負担金残額

- ④ 長期延滞債権：当初調定年度が前年度以前の収入未済額、これに該当する債務者に対する全ての債権（貸付金など）
- ⑤ 未収金：収入未済額（国庫支出金・県支出金・地方債、長期延滞債権に計上された金額を除く）

⑥ 回収不能見込額

○ 長期延滞債権

＜一定額（例えば1件当たり100万円）以上の債権＞

- 原則：個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定
- 容認：項目別の過去5年間の平均回収率

＜一定額未満の債権＞

債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定、または項目別の過去5年間の平均回収率

○ 貸付金

＜実際に解散を予定している地方道路公社又は土地開発公社に対する貸付金＞

回収不能見込額を算定

＜地方住宅供給公社、第三セクター等に対する貸付金＞

解散を予定しない場合であっても、基準日における資産の時価の総額等に基づき回収不能見込額を算定

＜その他の貸付金のうち、貸付金元本の償還が減免される可能性があるもの＞

規則や要綱に基づく減免額、過去の減免実績等の合理的な基準により回収不能見込額を算定

＜上記以外のその他の貸付金＞

原則：個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定

容認：多数の相手先に同種の貸付を行っているもののうち、一定額（例えば1債務者当たり100万円）未満の貸付金については、同種の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定、または全ての債権について項目別の過去5年間の平均回収率

- 未収金：債権全体又は同種の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定、または項目別の過去5年間の平均回収率

⑦ 退職手当引当金

- 原則：一人ごとの積み上げ方式により算定

- 容認：基本額+調整額

＜基本額＞

勤続年数ごとの（職員数 × 平均俸給月額 × 退職手当の支給率）の合算

＜調整額＞

- 年度末日における職員全員（年度末日に退職した職員を除き、各団体において普通会計がその退職手当を負担することとしている職員に限る）について、各団体の条例等において定められた調整額に係る職員の区分別・勤続年数別

に把握。

- 次の合計した額を、簡便的に「調整額」に係る退職手当引当金計上額とする
 - イ 勤続年数が25年以上の職員：該当区分の調整月額と当該区分より1号低い区分の調整月額にそれぞれ30を乗じて得た額の合算額
 - ロ 勤続年数が10年以上24年以下の職員（調整額を支給しない職員区分に該当する職員を除く）：該当区分の調整月額の半額と当該区分より1号低い区分の調整月額の半額にそれぞれ30を乗じて得た額の合算額
 - 区分ごとの調整月額は、職務の級等を考慮して、各団体の人事委員会規則において定められるもの
 - 「退職手当支給予定額に係る勤続年数が10年以上の職員の調整額の推計方法については、実務研究会報告書の記述にかかわらず、法施行規則第11条第1項口にもとづく「退職手当支給予定額に係る勤続期間が十年以上の職員の調整額の算定の基準（平成二十年総務省告示第二百四十五号）」によるものとする。」
- ⑧ 賞与引当金：支払い予定の期末手当及び勤勉手当のうち算定期間が当期に属するもの
- ⑨ 普通建設事業費のうち他団体に対する補助金・負担金
- 原則：決算統計の普通建設事業費のうちその団体で行うもの以外の金額について、用地取得費相当額と財源を把握
 - 容認：用地取得費相当額が不明な場合は用地取得費＝ゼロ、財源が不明な場合は歳出の金額で按分
- ⑩ 臨時損益：公共資産売却損益、第三セクター等に対する出資金の減資、第三セクター等に対する債務保証又は損失補償の履行決定、勸奨退職による割増退職金など。

2.1.2. 財務諸表計上内容の説明

平成25年度は以下のような方針で財務書類を作成している。

- ① 有形固定資産
- 対象：昭和44年度から平成25年度までの普通建設事業費の累計額
 - 昭和44年度以降に売却もしくは除却した資産、重要な除売却資産：計上しない
 - 昭和43年度以前に取得した資産、寄附された資産、無償譲渡された資産など決算統計で把握することのできない資産のうち重要なもの：計上しない
- ② 売却可能資産
- 容認：普通財産のうち活用を図られていない公共財産
 - 評価：標準値・基準値検索システムを基礎とする

- ③ 回収不能見込額
 - 長期延滞債権：個別に回収可能性を判断、または回収不能実績率等合理的な基準で判断
 - 貸付金：個別に回収可能性を判断
 - 未収金：回収不能実績率等合理的な基準で判断
- ④ 退職手当引当金：「地方財政の健全化に関する法律」（平成 19 年 6 月 22 日公布）における将来負担比率の算定方法に基づいて算定
- ⑤ 普通建設事業費のうち他団体に対する補助金・負担金：用地取得費＝ゼロとし、財源は歳出の金額で按分している。

2.1.3. その他の方針

その他以下のような方針で財務書類を作成している。

- ① 用地取得費－その他：平成 25 年度は普通建設事業のうち“その団体で行うもの”の決算額で按分している。
- ② 資金収支計算書－投資・財務的収支の部の「その他の収入」：制度研究会報告書では支出に対する「財源となったもの」となっている。しかし、一般財源等を含めると経常的収支の部の「その他収入」がマイナスとなってしまう。そのため、投資・財務的収支の部の「その他の収入」には一般財源等は含めていない。
 ※総務省によれば、現段階では対応策がないためこの処理でも問題はないとの見解である。具体的な対応策は今後検討される見込である。

2.2. 連結財務書類の作成

連結財務書類は以下の段階で作成される。法定決算書類の読替については「新地方公会計制度実務研究会報告書」及び実務手引の読替表を参照されたい。

- ① 法定決算書類の読替
- ② 法定決算書類の連結修正（資産・負債等の修正）
- ③ 法定決算書類の連結修正（出納整理期間中の現金受払の調整）
- ④ 純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去）

2.3. 法定決算書類の連結修正（資産・負債等の修正）

各会計の法定決算書類の連結修正（資産・負債等の修正）は以下の通りである。

2.3.1. 地方公営事業会計（法適用企業会計）

2.3.1.1. 基本的な考え方

原則として決算統計及び決算書に基づいて財務書類を作成している。ただし、主に以下の項目では追加でデータ整備をする必要がある。

- ① **有形固定資産**
 - 原則：みなし償却を行っている場合、固定資産の減価償却開始時点から固定資産全額を償却対象として減価償却計算を行ったものとして修正する
 - 容認：みなし償却処理を行った財務諸表データをそのまま使用する（主要な連結方針として注記）
- ② **売却可能資産**
 - 原則：注記または区分表示
 - 容認：注記または区分表示を行わない（主要な連結方針として注記）
- ③ **投資及び出資金**
 - 原則：普通会計と同様
 - 容認：法定の決算書類の数値を用いる（主要な連結方針として注記）
- ④ **基金** ※普通会計と同様
- ⑤ **退職手当組合積立金** ※普通会計と同様
- ⑥ **繰延資産**：過去の退職手当支給額は全額取り崩す
- ⑦ **長期延滞債権** ※普通会計と同様
- ⑧ **回収不能見込額**
 - 原則：普通会計と同様
 - 容認：法定の決算書類の数値を用いる（主要な連結方針として注記）
- ⑨ **退職手当引当金**
 - 原則：普通会計と同様
 - 容認：法定の決算書類の数値を用いる（主要な連結方針として注記）
- ⑩ **賞与引当金**
 - 原則：普通会計と同様
 - 容認：法定の決算書類の数値を用いる（主要な連結方針として注記）
- ⑪ **臨時損益** ※普通会計と同様

2.3.1.2. 財務諸表計上内容の説明

平成25年度は以下のような方針を採用している。

- ① 有形固定資産：みなし償却処理を行った財務諸表データをそのまま使用
- ② 売却可能資産：区分表示（該当なし）
- ③ 回収不能見込額：普通会計と同様
- ④ 退職手当引当金：普通会計に一括して計上
- ⑤ 賞与引当金：普通会計に一括して計上

2.3.2. 地方公営事業会計（法適用企業会計を除く）

2.3.2.1. 基本的な考え方

原則として決算統計及び決算書に基づいて財務書類を作成している。以下の項目では追加でデータ整備をする必要がある。

- ① 有形固定資産 ※普通会計と同様
- ② 売却可能資産 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ③ 投資及び出資金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ④ 基金 ※普通会計と同様
- ⑤ 退職手当組合積立金 ※普通会計と同様
- ⑥ 販売用不動産
 - 対象となる資産：保有する造成地（未成宅地を含む）のうち売却を目的とするもの
 - 評価：地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条に規定される収入見込額
- ⑦ 長期延滞債権 ※普通会計と同様
- ⑧ 未収金 ※普通会計と同様
- ⑨ 回収不能見込額 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ⑩ 退職手当引当金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ⑪ 賞与引当金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ⑫ 臨時損益 ※普通会計と同様

2.3.2.2. 財務諸表計上内容の説明

- ① 有形固定資産
 - 対象：昭和44年度から平成25年度までの建設改良費の累計額
 - 昭和44年度以降に売却もしくは除却した資産、重要な除売却資産：計上しない
 - 昭和43年以前に取得した資産、寄付された資産、無償譲渡された資産など決算統計で把握することのできない資産のうち重要なもの：計上しない
- ② 売却可能資産：区分表示
- ③ 投資及び出資金：普通会計と同様
- ④ 長期延滞債権：平成25年度の収入未済額のうち滞納繰越分
- ⑤ 回収不能見込額：普通会計と同様
- ⑥ 退職手当引当金：普通会計に一括して計上
- ⑦ 賞与引当金：普通会計に一括して計上

2.3.2.3. その他の方針

その他以下のような方針で財務書類を作成している。

- ① 宅地造成事業／有形固定資産・販売用不動産：普通建設事業費の累計額を完成地の内訳（非売却・売却済分・未売却分）の面積比で按分している
- ② 宅地造成事業／繰入金の収入未済額：普通会計との相殺消去が歳入・歳出の金額となるため、分担金・負担金・寄附金の収入未済額としている。

2.3.3. 一部事務組合・広域連合

2.3.3.1. 基本的な考え方

- ① 有形固定資産 ※普通会計と同様
- ② 売却可能資産 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ③ 投資及び出資金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ④ 基金 ※普通会計と同様
- ⑤ 退職手当組合積立金 ※普通会計と同様
- ⑥ 長期延滞債権 ※普通会計と同様
- ⑦ 未収金 ※普通会計と同様
- ⑧ 貸付金 ※普通会計と同様
- ⑨ 回収不能見込額 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様

- ⑩ 退職手当引当金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ⑪ 賞与引当金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ⑫ 普通建設事業費のうち他団体に対する補助金・負担金 ※普通会計と同様
- ⑬ 臨時損益 ※普通会計と同様

2.3.3.2. 財務諸表計上内容の説明

- ① 比例連結の割合：以下の割合としている。
 - 東埼玉資源環境組合：出資割合（11.7%）
- ② 有形固定資産
 - 対象：昭和44年度から平成25年度までの普通建設事業費の累計額
 - 昭和44年度以降に売却もしくは除却した資産、重要な除売却資産：計上しない
 - 昭和43年以前に取得した資産、寄付された資産、無償譲渡された資産など決算統計で把握することのできない資産のうち重要なもの：計上しない
- ③ 売却可能資産：計上しない
- ④ 普通建設事業費のうち他団体に対する補助金・負担金：用地取得費＝ゼロとし、財源は歳出の金額で按分している

2.3.4. 地方三公社

2.3.4.1. 基本的な考え方

原則として決算書に基づいて財務書類を作成している。以下の項目では追加でデータ整備をしている。

- ① 売却可能資産
 - 対象となる資産：保有する土地のうち行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているもの以外
 - 評価：売却可能価額
- ② 販売用不動産
 - 対象となる資産：完成土地等、開発中止土地
 - 評価：土地開発公社経理基準要綱第25条に定める土地造成事業に係る土地等の時価評価
- ③ 流動資産その他
 - 対象となる資産：代替地（譲渡が見込まれない場合を除く）
 - 評価：普通会計の有形固定資産と同様

- ④ 有形固定資産 ※評価は普通会計と同様
 - 対象となる資産：上記に該当しない公有用地、代行用地、関連施設
 - 目的別区分：土地の取得目的等に基づき適当な科目に区分
 - 評価：普通会計の有形固定資産と同様
- ⑤ 投資及び出資金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ⑥ 基金 ※普通会計と同様
- ⑦ 長期延滞債権 ※普通会計と同様
- ⑧ 貸付金 ※普通会計と同様
- ⑨ 回収不能見込額 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ⑩ 退職手当引当金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ⑪ 賞与引当金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ⑫ 臨時損益 ※普通会計と同様

2.3.4.2. 基本的な考え方

- ① 投資及び出資金：法定の決算書類の数値を用いる

2.3.5. 第三セクター等

2.3.5.1. 基本的な考え方

原則として決算書に基づいて財務書類を作成している。以下の項目では追加でデータ整備をしている。

- ① 有形固定資産
 - 原則：圧縮記帳を行っている場合、固定資産の減価償却開始時点から固定資産全額を償却対象として減価償却計算を行ったものとして修正する
 - 容認：法定決算書類の数値を用いる
- ② 売却可能資産 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ③ 投資及び出資金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ④ 基金 ※普通会計と同様
- ⑤ 長期延滞債権 ※普通会計と同様
- ⑥ 貸付金 ※普通会計と同様
- ⑦ 賞与引当金 ※地方公営事業会計（法適用企業会計）と同様
- ⑧ 臨時損益 ※普通会計と同様

2.3.5.2. 財務諸表計上内容の説明

- ① 有形固定資産：法定決算書類の数値を用いる
- ② 売却可能資産：区分表示（該当なし）
- ③ 投資及び出資金：普通会計と同様
- ④ 賞与引当金：普通会計と同様（該当なし）

2.3.6. その他

2.3.6.1. 基本的な考え方

- ① 連結修正（資産・負債等の修正）の修正額
 - 連結附属明細書の連結貸借対照表等の内訳表の「相殺消去等」の列に記載する
 - 各団体の判断により、連結修正後の金額を連結貸借対照表等の各会計・団体・法人の欄に記載することもできる
- ② 連結貸借対照表の純資産の部の扱い：内訳を省略し一括表示することができる
- ③ 連結純資産変動計算書の扱い：内訳ごとの変動を省略し、合計額のみを表示することができる

2.4. 法定決算書類の連結修正（出納整理期間中の現金受払の調整）

出納整理期間の定めがある会計・団体と、定めのない会計・団体・法人との間で取引があり、出納整理期間中に当該年度に帰属する資金の授受がある場合には、現金の受払い等が終了したのものとして調整する。

2.5. 純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去）

2.5.1. 基本的な考え方

以下のような類型がある。

- ① 投資と資本の相殺消去（残高の相殺消去）
- ② 貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去（残高の相殺消去）
- ③ 補助金支出と補助金収入（取引高の相殺消去）
- ④ 会計間の繰入れ・繰出し（取引高の相殺消去）
- ⑤ 資産購入と売却の相殺消去（取引高の相殺消去）

- 原則：相殺消去の対象に含める
- 容認：相殺消去の対象から除く
- ⑥ 委託料の支払と受取（取引高の相殺消去）
 - 原則：相殺消去の対象に含める
 - 容認：相殺消去の対象から除く
- ⑦ 利息の支払と受取（取引高の相殺消去）
 - 原則：相殺消去の対象に含める
 - 容認：相殺消去の対象から除く
- ⑤ 連結対象法人等の中で内部取引として認識している金額が一致しない場合：重要な不一致がある場合を除き、いずれかの団体等で把握された金額（例. 普通会計側で認識している金額や金額の大きい団体側の金額）により相殺消去を行うことができる
- ⑧ 水道料金、下水道料金、施設使用料等条例で金額が定められているものをはじめ、相対取引で金額が決定されたものを除く取引：相殺消去の対象から除くことができる
- ⑨ ①と②を除き年間取引総額が少額（例. 100 万円未満）の取引：相殺消去の対象から除くことができる
- ⑩ 市民税や固定資産税等の税金：相殺消去の対象から除くことができる

2. 5. 2. 財務諸表計上内容の説明

- ① 連結対象法人等の中で内部取引として認識している金額が一致しない場合：後期高齢者医療事業会計を除き普通会計で把握された金額により相殺消去を行う
- ② 水道料金、下水道料金、施設使用料等条例で金額が定められているものをはじめ、相対取引で金額が決定されたものを除く取引：相殺消去の対象から除く
- ③ 市民税や固定資産税等の税金：相殺消去の対象から除く

2. 5. 3. その他の方針

その他以下のような方針で財務書類を作成している。

- ① 相殺消去等に含めた重要な修正・組替等の状況：作成後数年が経過しているため、開始仕訳を反映した記載に変更している。
- ② 資産購入と売却の相殺消去（取引高の相殺消去）：内部利益の相殺消去の処理方法が示されていないため、土地開発公社のその他行政コストと事業収益で相殺消去する。なお、支出があるのは普通会計のため、資金収支計算書では公共資産整備支出と事業収益を相殺消去する。

2.6. その他の方針

その他以下のような方針で財務書類を作成している。

① 連結純資産変動計算書

- **公共資産整備への財源投入・公共資産処分による財源増**：一部事務組合・広域連合（法適用）、地方三公社、第三セクター等ではこの区別はできない。そのため、公共資産整備への財源投入に純額を計上している。
※総務省によれば、会計処理が示されていないため現時点ではこの処理でも問題はないとの見解である。具体的な対応策は今後検討される見込である。
- **貸付金・出資金等への財源投入・貸付金・出資金等の回収等による財源増**：一部事務組合・広域連合（法適用）、地方三公社、第三セクター等ではこの区別はできない。そのため、貸付金・出資金等への財源投入に純額を計上している。
※総務省によれば、会計処理が示されていないため現時点ではこの処理でも問題はないとの見解である。具体的な対応策は今後検討される見込である。

3. 連結財務書類の解説

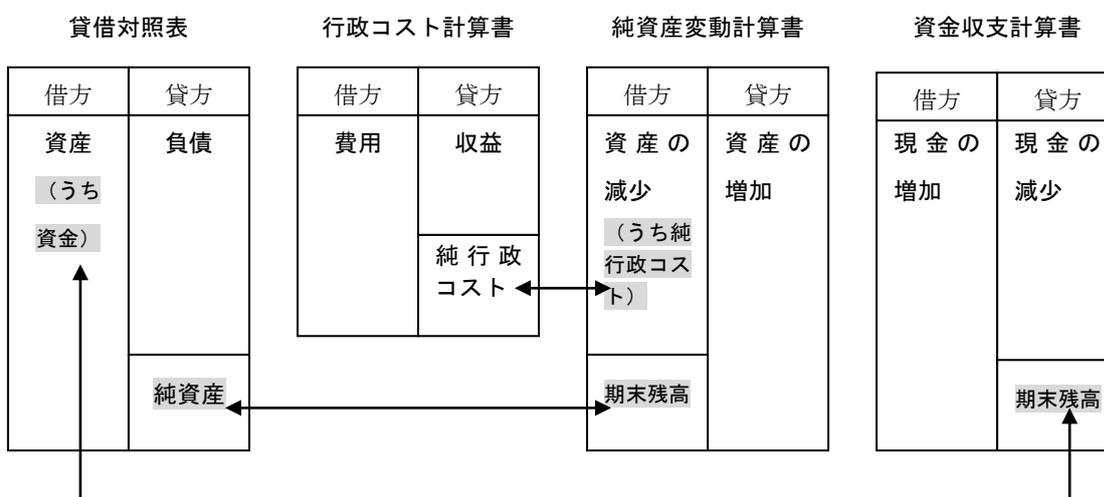
財務書類4表との相互関係とその内容は以下のとおりである。なお、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書は普通会計4表を前提とした解説である。連結財務書類4表は普通会計4表に準じているため、連結財務書類4表については普通会計4表に追加して解説が必要な点だけを取り上げている。

3.1. 財務書類4表の相互関係

財務書類4表は以下のような関係となっている。図表のとおり、貸借対照表の純資産は純資産変動計算書の期末残高と一致する。また、貸借対照表の資金は資金収支計算書の期末算残高と一致する。さらに、行政コスト計算書の純行政コストは純資産変動計算書に「純行政コスト」として計上される。

なお、形式収支がマイナスの場合、貸借対照表では現金・預金ではなく短期借入金に計上される。この場合は、貸借対照表の短期借入金が資金収支計算書の期末残高と一致することになる。また、収益事業の場合、行政コスト計算書の純行政コストがプラスであれば純資産変動計算書に「その他行政コスト充当財源」として計上され、マイナスであれば「臨時損益」の一項目として計上される。

図表. 財務書類4表の相互関係



3.2. 貸借対照表

貸借対照表
(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
[資産の部]	[負債の部]
1 公共資産	1 固定負債
(1) 有形固定資産	(1) 地方債 24,636,335
①生活インフラ・国土保全 52,532,049	(2) 長期未払金
②教育 24,675,362	①物件の購入等 921,361
③福祉 3,836,058	②債務保証又は損失補償 0
④環境衛生 3,549,115	③その他 1,013,974
⑤産業振興 863,476	長期未払金計 1,935,335
⑥消防 2,739,984	(3) 退職手当引当金 4,616,937
⑦総務 7,551,744	(4) 損失補償等引当金 10,712
有形固定資産合計 95,747,788	固定負債合計 31,199,319
(2) 売却可能資産 9,623	
公共資産合計 95,757,411	
2 投資等	2 流動負債
(1) 投資及び出資金	(1) 翌年度償還予定地方債 2,891,864
①投資及び出資金 3,029,518	(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金) 0
②投資損失引当金 0	(3) 未払金 1,149,370
投資及び出資金計 3,029,518	(4) 翌年度支払予定退職手当 644,982
(2) 貸付金 5,866,367	(5) 賞与引当金 286,476
(3) 基金等	流動負債合計 4,972,692
①退職手当目的基金 0	
②その他特定目的基金 1,055,039	負債合計 36,172,011
③土地開発基金 0	
④その他定額運用基金 0	
⑤退職手当組合積立金 2,361,546	
基金等計 3,416,585	
(4) 長期延滞債権 895,833	
(5) 回収不能見込額 △ 226,680	
投資等合計 12,981,623	
3 流動資産	[純資産の部]
(1) 現金預金	1 公共資産等整備国庫補助金等 13,618,037
①財政調整基金 528,718	2 公共資産等整備一般財源等 72,890,286
②減債基金 103,337	3 その他一般財源等 △ 10,878,706
③歳計現金 1,636,493	4 資産評価差額 △ 5,241
現金預金計 2,268,548	純資産合計 75,624,376
(2) 未収金	
①地方税 348,470	
②その他 440,335	
③回収不能見込額 0	
未収金計 788,805	
流動資産合計 3,057,353	
資 産 合 計 111,796,387	負債・純資産合計 111,796,387

※1 他団体及び民間への支出金により形成された資産

①生活インフラ・国土保全	2,201,402 千円
②教育	8,623 千円
③福祉	45,156 千円
④環境衛生	1,117 千円
⑤産業振興	128,309 千円
⑥消防	0 千円
⑦総務	82,539 千円
計	2,467,146 千円

上の支出金に充当された財源

①国庫補助金等	86,710 千円
②地方債	504,548 千円
③一般財源等	1,875,888 千円
計	2,467,146 千円

※2 債務負担行為に関する情報

①物件の購入等	1,877,585 千円
②債務保証又は損失補償	1,432,990 千円
(うち共同発行地方債に係るもの)	0 千円
③その他	22,286 千円

※3 地方債残高(翌年度償還予定額を含む)のうち14,268,750千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。

※4 普通会計の将来負担に関する情報

項目	金額	内訳	
		負債計上	注記
普通会計の将来負担額	53,720,171 千円		
[内訳] 普通会計地方債残高	27,760,480 千円	2,891,864 千円	
債務負担行為支出予定額	3,171,154 千円	3,084,705 千円	86,449 千円
公営事業地方債負担見込額	18,889,621 千円		18,889,621 千円
一部事務組合等地方債負担見込額	342,849 千円		342,849 千円
退職手当負担見込額	3,545,355 千円	644,982 千円	
第三セクター等債務負担見込額	10,712 千円	10,712 千円	0 千円
連結実質赤字額	0 千円		
一部事務組合等実質赤字負担額	0 千円		
基金等将来負担軽減資産	35,855,222 千円		
[内訳] 地方債償還額等充当基金残高	2,135,791 千円		
地方債償還額等充当繰入見込額	9,372,059 千円		
地方債償還額等充当交付税見込額	24,347,372 千円		
(差引)普通会計が将来負担すべき実質的な負債	17,864,949 千円		

※5 有形固定資産のうち、土地は41,627,625千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は56,887,179千円です。

貸借対照表は、年度末時点における財産（資産）とその調達財源（負債・純資産）の状況を示したものである。調達財源のうち、負債と純資産は返済義務の有無で区別される。負債は返済義務がある財源であり、純資産は返済義務がない財源である。

<資産の部>

3.2.1. 公共資産

① 有形固定資産

有形固定資産は公有財産のうち不動産（土地、建物）、動産及びそれらの従物（構築物、物品）である。計上されている金額は昭和44年度から現在までの普通建設事業費の累計額を基礎としている。ただし、昭和43年度以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産など、決算統計で把握することのできない資産のうち重要なものは、再調達価額で計上される。また、重要な除売却資産がある場合には、減価償却考慮後の金額が控除される。さらに、PFI等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っている場合には、物件等の引き渡しの有無に関わらず、翌年度以降の支出予定額が計上される。

有形固定資産は「生活インフラ・国土保全」「教育」「福祉」「環境衛生」「産業振興」「消防」「総務」「議会」「支払利息」「回収不能見込計上額」「その他」の目的別に区分される。生活インフラ・国土保全は土木費、福祉は民生費、産業振興は商工費・農林水産業費・労働費である。

② 売却可能資産

売却可能資産は原則として現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産である。つまり、有形固定資産のうち遊休資産や未利用資産などが売却可能資産となる。ただし、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。計上されている金額は売却可能価額である。

3.2.2. 投資等

① 投資及び出資金

投資及び出資金には「投資及び出資金」「投資損失引当金」が含まれる。

「投資及び出資金」は、原則として年度末残高が計上される。ただし、市場価格のある有価証券は時価で計上される。また、市場価格のない投資及び出資金のうち連結対象団体以外に対するものは、実質価額が著しく低下した場合に実質価額で計上される。さらに、

他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち、他会計において資本金等として計上しているものについても計上される。さらに、地方独立行政法人等に対して現物出資を行っている場合、地方独立行政法人等において資本金等として計上されている金額も計上される。

「投資損失引当金」は、市場価格のない投資及び出資金のうち連結対象団体及び会計に対する投資及び出資金について実質価額が著しく低下した場合、実質価額と取得原価との差額が計上される。

② 貸付金

貸付金は原則として年度末残高が計上される。ただし、貸付金元金収入未済額、長期延滞債権に振り替えられた金額は控除される。また、他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち、他会計において借入金として計上しているものについては計上される。なお、他会計からの繰入金として決算統計上整理されている上記貸付金の元金償還額については控除される。

③ 基金等

基金等には「退職手当目的基金」「その他特定目的基金」「土地開発基金」「その他定額運用基金」「退職手当組合積立金」が含まれる。基金のうち財政調整基金と減債基金については、流動資産の現金預金に計上される。

基金等は原則として年度末残高が計上される。ただし、基金を土地で保有している場合、土地が既に事業の用に供されているもの、及び、行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているもの以外は、売却可能価額で計上される。また、基金を有価証券で保有している場合、満期保有目的を除き市場価格のある有価証券は時価で計上される。なお、普通会計内の会計に対する貸付金が基金残高に含まれている場合は、控除される。

退職手当組合積立金については、退職手当組合が保有する資産について、加入団体ごとの持分相当額が計上される。持分相当額がマイナスとなる場合は、退職手当組合積立金は計上せず、マイナス額の絶対額を退職手当引当金に加算される。

④ 長期延滞債権

長期延滞債権は収入未済額のうち当初調定年度が前年度以前のものが計上される。収入未済額のうち当初調定年度が当年度のものは、流動資産の未収金に計上される。また、長期延滞債権に該当する収入未済額の債務者に対する貸付金や未収金も長期延滞債権となる。

⑤ 回収不能見込額

回収不能見込額は貸付金及び長期延滞債権のうち回収不能となることが見込まれる金額

が計上される。未収金のうち回収不能となることが見込まれる金額は、流動資産の未収金に別途計上される。

3.2.3. 流動資産

① 現金預金

現金預金には「財政調整基金」「減債基金」「歳計現金」が含まれる。現金預金は原則として年度末残高が計上される。ただし、減債基金について、地方債の満期一括償還の財源に充てるため減債基金を積み立てており、その金額が減債基金の年度末残高から控除されている場合、その金額が加算される。また、歳計現金がマイナスの場合、歳計現金には計上されず、流動負債の短期借入金（翌年度繰上充用金）に絶対額が計上される。

② 未収金

未収金には「地方税」「その他」「回収不能見込額」が含まれる。地方税には収入未済額から長期延滞債権に計上された金額が計上される。その他には地方税、国庫支出金、県支出金、地方債を除く収入未済額から長期延滞債権に計上された金額が計上される。回収不能見込額には、未収金のうち、回収不能となることが見込まれる金額が計上される。

<負債の部>

3.2.4. 固定負債

① 地方債

地方債は年度末残高のうち翌年度償還予定額を控除した金額が計上される。翌年度償還予定額は流動負債に計上される。ただし、地方債の満期一括償還の財源に充てるため減債基金を積み立てており、その金額が地方債の年度末残高から控除されている場合は、その金額のうち翌年度償還予定の金額を除いた金額が加算される。翌年度償還予定額は流動負債に計上される。

② 長期未払金

長期未払金には「物件の購入等」「債務保証又は損失補償」「その他」が含まれる。

物件の購入等には、物件の購入等に係る債務負担行為の翌年度以降支出予定額のうち、PFI等の手法により整備した有形固定資産について翌々年度以降の支出予定額が計上される。翌年度支出予定額は流動負債の未払金に計上される。

債務保証又は損失補償には、債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち翌々年度以降の支出予定額が計上される。翌年度支出予定額は流動負債の未払金に計上される。

その他には、その他に係る債務負担行為のうち、年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われているものについて、翌々年度以降の支出予定額が計上される。翌年度支出予定額は流動負債の未払金に計上される。

なお、債務負担行為のうちその他実質的な債務負担に係るもので年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われているものについて、翌々年度以降の支出予定額が、その内容により物件の購入等、債務保証又は損失補償、その他のいずれかに含めて計上される。翌年度支出予定額は流動負債の未払金に計上される。

③ 退職手当引当金

退職手当引当金は、年度末に特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額から翌年度支払予定退職手当の金額を除いた金額が計上される。ただし、当年度末退職者は除かれる。翌年度支払予定退職手当は流動負債に計上される。

④ 損失補償等引当金

損失補償等引当金は、損失補償債務について履行が確定していないもののうち地方公共団体財政健全化法上将来負担として算定したものが計上される。

3.2.5. 流動負債

① 翌年度償還予定地方債

翌年度償還予定地方債は地方債の翌年度償還予定額が計上される。地方債の満期一括償還の財源に充てるため減債基金を積み立てており、その金額が地方債の年度末残高から控除されている場合は、その金額のうち翌年度償還予定の金額が加算される。

② 短期借入金（翌年度繰上充用金）

短期借入金（翌年度繰上充用金）には、形式収支がマイナスの場合にその絶対額が計上される。

③ 未払金

未払金には、物件の購入等に係る債務負担行為の翌年度以降支出予定額のうち、PFI等の手法により整備した有形固定資産について翌年度の支出予定額が計上される。また、債務負担行為のうち翌年度の支出予定額が計上される。さらに、その他に係る債務負担行為のうち、年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われているものについて、翌年度の支出予定額が計上される。なお、債務負担行為のうちその他実質的な債務負担に係るもので年度末までに物件の引渡しもしくはサービスの提供が行われているものについて、翌年度の支出予定額がその内容により物件の購入等、債務保証又は損失補償、その他

のいずれかに含めて計上される。

④ 翌年度支払予定退職手当

翌年度支払予定退職手当は年度末に特別職を含む全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額のうち、翌年度支払予定退職手当の金額が計上される。

⑤ 賞与引当金

賞与引当金は翌年度に支払うことが予定される期末手当及び勤勉手当のうち、当年度負担相当額が計上される。

<純資産の部>

3.2.6. 公共資産等整備国県補助金等

公共資産等整備国県補助金等には、昭和44年度から当年度までの普通建設事業費（他団体等に対する補助金を除く）に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額と、投資及び出資金、貸付金、基金（退職手当目的基金、退職手当組合積立金は除く）に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額との合計額が計上される。

3.2.7. 公共資産等整備一般財源等

公共資産等整備一般財源等には、公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金（退職手当目的基金、退職手当組合積立金は除く）の財源となった一般財源等が計上される。つまり、純公共資産等整備一般財源等は公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金に用途が拘束されている一般財源等と言える。

3.2.8. その他一般財源等

資産合計－負債合計－その他一般財源等以外の純資産合計が計上される。その他一般財源等は用途が拘束されていない一般財源等である。純資産は返済義務のない財源である。そのため、その他一般財源等は将来自由に使える財源であると言える。ただし、その他一般財源等は通常はマイナスとなる。これは、将来の財源（税金など）の一部の用途が既に拘束されていることを表している。

3.2.9. 資産評価差額

資産評価差額は新たに売却可能資産を計上した場合、資産の評価替えを行った場合の売却可能価額と帳簿価額との差額、寄附等により無償で資産を受贈した場合の当該資産に係る評価額が計上される。

<注記>

3.2.10. 他団体及び民間への支出金により形成された資産

昭和44年度から当年度までの普通建設事業費のうち、他団体等に対する補助金・負担金等の累計額が記載される。充当された財源も別途記載される。

3.2.11. 債務負担行為に関する情報

物件の購入等、債務保証又は損失補償、その他について記載される。物件の購入等・その他に係る債務負担行為は負債の部に計上された以外の翌年度以降支出予定額が記載上される。債務保証又は損失補償に係る債務負担行為は限度額が計上される。ただし、負債の部に計上されたものは除く。共同発行地方債に係るものについては、その金額が別途記載される。また、土地開発公社の先行取得土地に係る債務負担行為が、物件の購入等・その他実質的な債務負担に係るものと債務保証又は損失補償に係るものとの双方に計上されている場合は、物件の購入等に係るものとして計上される。

3.2.12. その他

交付税措置地方債の金額、普通会計の将来負担に関する情報、土地及び減価償却累計額が記載される。普通会計の将来負担に関する情報には、「普通会計の将来負担」と「基金等将来負担軽減資産」が記載される。普通会計の将来負担には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第2条第4号に定める「地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額」の各数値が記載される。基金等将来負担軽減資産には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第2条第4号に定める「リからルまでに掲げる額の合算額」の各数値が記載される。

3.3. 行政コスト計算書

行政コスト計算書
 (自平成25年 4月 1日
 至平成26年 3月31日)

(単位:千円)

【経常行政コスト】		総額	(構成比率)	生活インフラ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他行政コスト
1	(1)人件費	4,354,323	17.0%	520,446	475,513	793,061	263,723	115,550	614,105	1,361,734	210,192			0
	(2)退職手当引当金繰入等	868,461	3.4%	118,341	87,570	171,601	64,092	27,339	155,198	234,295	10,025			0
	(3)賞与引当金繰入額	286,476	1.1%	34,241	31,285	52,176	17,351	7,602	40,403	89,590	13,829			0
	小計	5,509,260	21.5%	673,027	594,368	1,016,838	345,165	150,491	809,705	1,685,619	234,045			0
2	(1)物件費	4,009,678	15.7%	314,904	1,120,440	819,025	828,957	33,398	128,245	749,668	15,041			
	(2)維持補修費	181,286	0.7%	161,768	18,230					1,288				
	(3)減価償却費	4,495,829	17.6%	3,338,809	524,191	90,754	137,061	37,996	85,699	281,319	0			
	小計	8,686,793	33.9%	3,815,481	1,662,861	909,779	966,018	71,394	213,944	1,032,275	15,041	0		0
3	(1)社会保障給付	5,805,728	22.7%		65,992	5,735,191	4,545							
	(2)補助金等	1,776,816	6.9%	108,948	219,670	685,351	489,031	53,695	36,204	181,439	2,478			0
	(3)他会計等への支出額	3,166,315	12.4%	1,413,000	0	1,736,852	16,463	0	0	0	0			0
	(4)他団体への公共資産整備補助金等	221,467	0.9%	205,476	0	0	492	14,758	0	741	0			0
	小計	10,970,326	42.8%	1,727,424	285,662	8,157,394	510,531	68,453	36,204	182,180	2,478			0
4	(1)支払利息	345,609	1.3%									345,609		
	(2)回収不能見込計上額	89,995	0.4%										89,995	
	(3)その他行政コスト	873	0.0%											873
	小計	436,477	1.7%	0	0	0	0	0	0	0	0	345,609	89,995	873
経常行政コスト a		25,602,856		6,215,932	2,542,891	10,084,011	1,821,714	290,338	1,059,853	2,900,074	251,564	345,609	89,995	873
(構成比率)				24.3%	9.9%	39.4%	7.1%	1.1%	4.1%	11.3%	1.0%	1.3%	0.4%	0.0%

【経常収益】														一般財源 繰替額		
1	使用料・手数料	b	496,539		40,343	20,750	308,842	26,684	4,997	3,691	50,404	0	0	0	0	40,827
2	分担金・負担金・寄附金	c	148,838		2,995	3,799	12,288	538	0	43	0	0	0	0	0	129,175
経常収益合計 (b+c)			d	645,377		43,338	24,549	321,130	27,222	4,997	3,734	50,404	0	0	0	170,002
d/a				2.5%		0.7%	1.0%	3.2%	1.5%	1.7%	0.4%	1.7%	0.0%	0.0%		
(差引) 純経常行政コスト a-d			24,957,480		6,172,594	2,518,342	9,762,882	1,794,492	285,341	1,056,119	2,849,670	251,564	345,609	89,995	873	△ 170,002

行政コスト計算書は、一年間の行政サービスに費やされた行政資源の額（コスト）を示したものである。行政コスト計算書は「経常行政コスト」と「経常収益」から構成される。

3.3.1. 経常行政コスト

経常行政コストには、「人件費」「退職手当引当金繰入等」「賞与引当金繰入額」「物件費」「維持補修費」「減価償却費」「社会保障給付」「補助金等」「他会計等への支出額」「他団体への公共資産整備補助金等」「支払利息」「回収不能見込計上額」「その他行政コスト」が含まれる。つまり、経常行政コストには経常的な行政活動にかかるコストが計上されると言える。これらの項目は「生活インフラ・国土保全」「教育」「福祉」「環境衛生」「産業振興」「消防」「総務」「議会」「支払利息」「回収不能見込計上額」「その他」の目的別に区分される。生活インフラ・国土保全は土木費、福祉は民生費、産業振興は商工費・農林水産業費・労働費である。

3.3.2. 経常収益

経常収益には「使用料・手数料」「分担金・負担金・寄附金」が含まれる。つまり、経常収益には行政サービスの対価として受け取った収入のみが計上されると言える。地方税、地方交付税、地方譲与税や諸収入、繰入金などの収入は純資産変動計算書の一般財源に「地方税」「地方交付税」「その他行政コスト充当財源」として計上される。

3.3.3. 純経常行政コスト

純経常行政コストは経常行政コストと経常収益の差額である。つまり、純経常行政コストは経常的な行政コストが行政サービスの対価でどの程度カバーされているかを表している。通常はプラスになるが、このプラス分は地方税、地方交付税、地方譲与税や諸収入、繰入金などの収入で支払われていることになる。純経常行政コストは純資産変動計算書に転記される。

3.4. 純資産変動計算書

純資産変動計算書
自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日

	純資産合計	公共資産等整備 国県補助金等	公共資産等整備 一般財源等	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	76,356,303	13,139,548	71,679,770	△ 8,457,983	△ 5,033
純経常行政コスト	△ 24,957,480			△ 24,957,480	
一般財源					
地方税	15,212,071			15,212,071	
地方交付税	431,726			431,726	
その他行政コスト充当財源	2,515,010			2,515,010	
補助金等受入	6,185,839	958,910		5,226,929	
臨時損益					
災害復旧事業費	0				
公共資産除売却損益	0			0	
投資損失	0			0	
損失補償履行確定額	0			0	
損失補償等引当金繰入等	△ 10,712			△ 10,712	
第三セクター等に対する出資金の減資	0			0	
勤奨退職による割増退職金	△ 6,674			△ 6,674	
科目振替					
公共資産整備への財源投入			1,364,959	△ 1,364,959	
公共資産処分による財源増		0	0	0	0
貸付金・出資金等への財源投入			800,929	△ 800,929	
貸付金・出資金等の回収等による財源増		0	△ 650,851	650,851	
減価償却による財源増		△ 480,421	△ 1,937,204	2,417,625	0
地方債償還に伴う財源振替			1,734,182	△ 1,734,182	
資産評価替えによる変動額	△ 208				△ 208
無償受贈資産受入	0				0
その他	△ 101,499		△ 101,499		
期末純資産残高	75,624,376	13,618,037	72,890,286	△ 10,878,706	△ 5,241

純資産変動計算書は、資産負債の差額である純資産の一年間の変動内容を示したものである。変動内容は「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「その他一般財源等」「資産評価差額」ごとに示される。

3.4.1. 期首純資産残高

原則として前年度末の年度末の純資産の部における各科目の計上額である。

3.4.2. 純経常行政コスト

行政コスト計算書における「純経常行政コスト」が転記され、「その他一般財源」に計上される。

3.4.3. 一般財源

一般財源には「地方税」「地方交付税」「その他行政コスト充当財源」が含まれ、「その他一般財源」に計上される。その他行政コスト充当財源には地方譲与税や諸収入、繰入金などの収入が含まれる。なお、貸借対照表の資産の減少又は負債の増加となる収入は除かれる。

3.4.4. 補助金等受入

補助金等受入には、国庫支出金及び県支出金のうち、その団体で行う普通建設事業費の財源となった金額、投資及び出資金、貸付金、基金（退職手当目的基金、退職手当組合積立金は除く）の財源となった金額が計上され、「公共資産等整備国県補助金等」に計上される。

3.4.5. 臨時損益

臨時損益には投資損失や勸奨退職による割増退職金など、経常的でない特別な事由に基づく損益が計上される。投資損失には貸借対照表で計上されている投資及び出資金の時価（実質価額）が著しく低下した場合、時価（実質価額）と取得原価との差額が計上される。「その他一般財源」に計上される。

3.4.6. 科目振替

① 公共資産整備への財源投入

普通建設事業費のうちその団体で行うものの金額から、国庫支出金及び県支出金の受入額及び公共資産等整備に係る地方債の発行額を除いた金額が、「公共資産等整備一般財源等」に計上される。また、同額が「その他一般財源等」から控除される。

貸借対照表の公共資産等整備一般財源等には公共資産の財源となった一般財源等が計上されている。公共資産整備への財源投入は、公共資産の財源となった一般財源を「その他一般財源等」から「公共資産等整備一般財源等」に振り替えている。このように、公共資産整備への財源投入は公共資産の財源となった一般財源の金額を表している。

② 公共資産処分による財源増

公共資産の除売却により貸借対照表の公共資産を減額した場合、当該公共資産の前年度末残高に対する財源相当額が、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」からそれぞれ控除され、これらの合計額が「その他一般財源等」に計上される。

公共資産が除売却により減額されるので、その金額が公共資産の財源が計上されていた「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などから控除される。「その他一般財源等」は資産合計－負債合計－その他一般財源等以外の純資産合計である。そのため、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などの他の純資産の項目が減少するとプラスになる。このように、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などから控除された金額が「その他一般財源等」に計上されるのである。

③ 貸付金・出資金等への財源投入

積立金、投資及び出資金、貸付金、定額運用基金への繰出金のうち、国庫支出金、県支出金及び地方債を財源とした部分以外の金額が「公共資産等整備一般財源等」に計上され、同額が「その他一般財源等」から控除される。また、他会計に対する負担金や補助金として決算統計上処理した他会計に対する出資金・貸付金がある場合は、そのうち国庫支出金、県支出金及び地方債を財源とした部分以外の金額が「公共資産等整備一般財源等」に計上され、同額が「その他一般財源等」から控除される。

貸借対照表の公共資産等整備一般財源等には投資及び出資金、貸付金、基金の財源となった一般財源等が計上されている。貸付金・出資金等への財源投入は、投資及び出資金、貸付金、基金の財源となった一般財源を「その他一般財源等」から「公共資産等整備一般財源等」に振り替えている。このように、貸付金・出資金等への財源投入は、投資及び出資金、貸付金、基金の財源となった一般財源を表している。

④ 貸付金・出資金等の回収等による財源増

投資及び出資金、貸付金の回収、基金の取り崩しがあった場合、財源相当額が「公共資産等整備国県補助金等」及び「公共資産等整備一般財源等」から控除され、同額が「その他一般財源等」に計上される。

投資及び出資金、貸付金、基金が減額されるので、その金額が投資及び出資金、貸付金、基金の財源が計上されていた「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」から控除される。「その他一般財源等」は資産合計－負債合計－その他一般財源等以外の純資産合計である。そのため、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」が減少するとプラスになる。このように、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などから控除された金額が「その他一般財源等」に計上されるのである。

⑤ 減価償却による財源増

公共資産の減価償却に対応する財源相当額が、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」からそれぞれ控除され、同額が「その他一般財源等」に計上される。

公共資産が減価償却により減額されるので、その金額が公共資産の財源が計上されていた「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などから控除される。「その他一般財源等」は資産合計－負債合計－その他一般財源等以外の純資産合計である。そのため、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などの他の純資産の項目が減少するとプラスになる。このように、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」などから控除された金額が「その他一般財源等」に計上される。

⑥ 地方債償還に伴う財源振替

公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金（退職手当目的基金、退職手当組合積立金は除く）の財源となった地方債の償還額が「公共資産等整備一般財源等」に計上され、同額が「その他一般財源等」から控除される。

貸借対照表の公共資産等整備一般財源等には、公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金（退職手当目的基金、退職手当組合積立金は除く）の財源となった一般財源等が計上され、地方債は計上されない。そのため、公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金の財源となった地方債が償還されると、公共資産、投資及び出資金、貸付金、基金は一般財源等が財源となった状態になる。このように、地方債償還に伴う財源振替は投資及び出資金、貸付金、基金の財源を地方債から一般財源等に振り替えている。

3.4.7. 資産評価替えによる変動額

資産評価替えによる変動額は、新たに売却可能資産を計上した場合、資産の評価替えを行った場合の売却可能価額と帳簿価額との差額が「資産評価差額」に計上される。

3.4.8. 無償受贈資産受入

無償受贈資産受入は、寄附等により無償で資産を受贈した場合、当該資産に係る評価額が「資産評価差額」に計上される。

3.4.9. その他

その他はその他の純資産の変動があった場合に計上される。

3.4.10. 期末純資産残高

純資産変動計算書の各項目の合計額となる。年度末の純資産の部における各科目の計上額と一致する。

3.5. 資金収支計算書

資金収支計算書は、資金収支の状況を、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支別に示したものである。

3.5.1. 経常的収支の部

経常的収支の部には公共資産整備収支及び投資・財務的収支に含まれない収支が計上される。

3.5.2. 公共資産整備収支の部

公共資産整備収支の部には、公共資産整備に伴う支出及び当該支出に充てた特定財源が計上される。ただし、普通会計が行う公共資産整備のほか、他会計及び他団体等を通じて行った公共資産整備に対して普通会計が負担した支出額も含まれる。なお、公共資産整備に充当していることが明確に判断できない収入は、経常的収支の部に計上される。

3.5.3. 投資・財務的収支の部

投資・財務的収支の部には、投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出及びそれらの財源、貸付金元金回収による収入、地方債元金償還による支出、他会計に対する公債費財源繰出による支出、公共資産売却による収入が計上される。なお、投資・財務的支出に充当していることが明確に判断できない収入は経常的収支の部に計上される。

3.5.4. 注記

一時借入金に関する情報、基礎的財政収支、歳計外現金が記載される。

資金収支計算書

自 平成25年4月 1日
至 平成26年3月31日

(単位:千円)

1 経常的収支の部	
人件費	5,277,534
物件費	4,009,678
社会保障給付	5,805,728
補助費等	1,776,816
支払利息	345,609
他会計への事務費等充当財源繰出支出	1,828,733
その他支出	182,159
支出合計	19,226,257
地方税	15,273,144
地方交付税	431,726
国県補助金等	5,219,002
使用料・手数料	495,426
分担金・負担金・寄附金	146,516
諸収入	1,291,072
地方債発行額	718,300
基金取崩額	568,439
その他の収入	1,338,911
収入合計	25,482,536
経常的収支額	6,256,279

2 公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	4,079,387
公共資産整備補助金等支出	221,467
他会計への建設費充当財源繰出支出	332,185
支出合計	4,633,039
国県補助金等	966,837
地方債発行額	1,755,700
基金取崩額	0
その他収入	7,719
収入合計	2,730,256
公共資産整備収支額	△ 1,902,783

3 投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	0
貸付金	247,504
基金積立金	1,042,435
定額運用基金への繰出支出	0
他会計への公債費充当財源繰出支出	1,005,397
地方債償還額	2,725,011
支出合計	5,020,347
国県補助金等	0
貸付金回収額	496,016
基金取崩額	0
地方債発行額	0
公共資産売却収入	3,120
その他収入	225,837
収入合計	724,973
投資・財務的収支額	△ 4,295,374

当年度歳計現金増減額	58,122
期首歳計現金残高	1,578,371
期末歳計現金残高	1,636,493
チェック(BS上の残高)差	1,636,493 0

※1 一時借入金に関する情報

- ① 資金収支計算書には一時借入金の増減は含まれていません。
- ② 平成25度における一時借入金の借入限度額は3,000,000千円です。
- ③ 支払利息のうち、一時借入金利子は8千円です。

※2 基礎的財政収支(プライマリーバランス)に関する情報

収入総額	28,937,765
地方債発行額	2,474,000
財政調整基金等取崩額	561,451
支出総額	28,879,643
地方債償還額	3,070,612
財政調整基金等積立額	489,113
基礎的財政収支	582,396

※3 -

3.6. 連結財務書類

3.6.1. 連結の範囲

連結の範囲は、普通会計、地方公営事業会計、地方独立行政法人、地方三公社、一部事務組合・広域連合、第三セクター等である。一部事務組合・広域連合については、加入するすべての一部事務組合・広域連合が連結対象となる。第三セクター等については、出資比率が50%以上の法人はすべて連結対象となる。出資比率が25%以上50%未満の法人については、役員のパ遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる場合には連結対象となる。当該団体及び一又は二以上の連結対象となる法人が合わせて資本金、基本金等の50%以上を出資している法人についても同様である。なお、複数の団体が共同して設立する地方独立行政法人・地方三公社については、出資割合や財政支出等の状況等から、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体の連結対象とされ、その他の地方公共団体においては連結対象とされない。

3.6.2. 連結の方法

原則として全部連結（連結対象となった会計・法人の資産・負債を全て計上）される。ただし、一部事務組合・広域連合は、規約に基づく経費負担割合に応じて比例連結される。ただし、最近の年度において大幅な経費負担割合の変動があった場合や経費負担がない場合など、経費負担割合によることが合理的でない場合は、一定期間の経費負担割合の平均を用いるなど合理的な割合が用いられる。

3.6.3. 連結貸借対照表

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位:千円)

借 方	貸 方
[資産の部]	
1 公共資産	
(1) 有形固定資産	
①生活インフラ・国土保全	92,788,229
②教育	24,675,362
③福祉	3,836,058
④環境衛生	20,711,322
⑤産業振興	863,476
⑥消防	2,739,984
⑦総務	7,551,744
⑧収益事業	0
⑨その他	0
有形固定資産合計	153,166,175
(2) 無形固定資産	0
(3) 売却可能資産	804,591
公共資産合計	153,970,766
2 投資等	
(1) 投資及び出資金	3,026,528
(2) 貸付金	5,306,203
(3) 基金等	5,022,038
(4) 長期延滞債権	2,323,486
(5) その他	0
(6) 回収不能見込額	△ 859,816
投資等合計	14,818,438
3 流動資産	
(1) 資金	6,494,350
(2) 未収金	1,733,878
(3) 販売用不動産	10,741,505
(4) その他	54,560
(5) 回収不能見込額	0
流動資産合計	19,024,294
4 繰延勘定	
	0
資 産 合 計	187,813,498
[負債の部]	
1 固定負債	
(1) 地方公共団体	
①普通会計地方債	24,636,335
②公営事業地方債	28,402,513
地方公共団体計	53,038,848
(2) 関係団体	
①一部事務組合・広域連合地方債	293,090
②地方三公社長期借入金	614,875
③第三セクター等長期借入金	0
関係団体計	907,965
(3) 長期未払金	1,935,335
(4) 引当金	4,675,632
(うち退職手当等引当金)	4,616,937
(うちその他の引当金)	58,695
(5) その他	0
固定負債合計	60,557,780
2 流動負債	
(1) 翌年度償還予定額	
①地方公共団体	5,261,645
②関係団体	722,574
翌年度償還予定額計	5,984,220
(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金を含む)	0
(3) 未払金	1,371,123
(4) 翌年度支払予定退職手当	644,982
(5) 賞与引当金	289,959
(6) その他	16,210
流動負債合計	8,306,493
負 債 合 計	68,864,273
[純資産の部]	
1 公共資産等整備国庫補助金等	20,640,247
2 公共資産等整備一般財源等	81,810,158
3 他団体及び民間出資分	0
4 その他一般財源等	5,591,662
5 資産評価差額	10,907,158
純資産合計	118,949,225
負債及び純資産合計	187,813,498

※1 債務負担行為に関する情報

①物件の購入等	1,877,585 千円
②債務保証又は損失補償	1,432,990 千円
(うち共同発行地方債に係るもの)	0 千円)
③その他	22,286 千円

※2 普通会計地方債および公営事業地方債残高(翌年度償還予定額を含む)のうち24,347,372千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。

※3 有形固定資産のうち、土地は45,540,752千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は106,468,897千円です。

※4 法適用企業会計については、みなし償却を行った財務諸表データを使用しています。

※5 消費税等の会計処理は、公営企業や連結の対象となった法人の法定決算書に基づいています。

① 流動資産－販売用不動産

宅地造成事業の保有する造成地(未成宅地を含む)のうち、売却を目的とするものが計上される。

② 有形固定資産－収益事業

収益事業の有形固定資産が計上される。

3.6.4. 連結行政コスト計算書

連結行政コスト計算書 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

(単位:千円)

【経常行政コスト】		総 額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保安	教 育	福 祉	環 境 衛 生	産 業 振 興	消 防	総 務	議 会	支 払 利 息	回 収 不 能 見 込 計 上 額	そ の 他 行 政 コ ス ト
1	(1)人件費	4,888,414	11.8%	731,716	475,513	953,353	422,397	115,550	614,105	1,364,158	211,623	0	0	0
	(2)退職手当等引当金繰入等	891,079	2.2%	118,341	87,570	189,289	69,022	27,339	155,198	234,295	10,025	0	0	0
	(3)賞与引当金繰入額	289,959	0.7%	34,241	31,285	52,176	20,548	7,602	40,403	89,770	13,935	0	0	0
	小 計	6,069,452	14.7%	884,297	594,368	1,194,818	511,966	150,491	809,705	1,688,223	235,583			0
2	(1)物件費	5,518,368	13.3%	419,126	1,120,440	1,110,202	1,941,967	33,398	128,245	749,697	15,294	0	0	0
	(2)維持補修費	499,293	1.2%	175,205	18,230	0	304,570	0	0	1,288	0	0	0	0
	(3)減価償却費	7,033,759	17.0%	5,138,161	524,191	90,754	875,639	37,996	85,699	281,319	0	0	0	0
	小 計	13,051,421	31.5%	5,732,492	1,662,861	1,200,956	3,122,176	71,394	213,944	1,032,304	15,294	0		0
3	(1)社会保険給付	15,974,404	38.6%	0	65,992	15,903,867	4,545	0	0	0	0	0	0	0
	(2)補助金等	4,120,586	10.0%	431,938	219,670	3,138,158	56,001	53,695	36,204	181,439	2,480	0	0	0
	(3)他会計等への支出額	29,030	0.1%	0	0	12,567	16,463	0	0	0	0	0	0	0
	(4)他団体への 公共資産整備補助金等	296,010	0.7%	279,311	0	0	1,200	14,758	0	741	0	0	0	0
	小 計	20,420,030	49.3%	711,249	285,662	19,055,592	78,209	68,453	36,204	182,180	2,480			0
4	(1)支払利息	977,464	2.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	977,464	0	0
	(2)回収不能見込計上額	273,800	0.7%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	273,800	0
	(3)その他行政コスト	610,876	1.5%	419,981	0	124,152	65,870	0	0	0	0	0	0	873
	小 計	1,862,140	4.5%	419,981	0	124,152	65,870	0	0	0	0	977,464	273,800	873
経 常 行 政 コ ス ト a	41,403,042		7,748,019	2,542,891	21,575,519	3,778,221	290,338	1,059,853	2,902,707	253,357	977,464	273,800	873	
(構 成 比 率)			18.7%	6.1%	52.1%	9.1%	0.7%	2.6%	7.0%	0.6%	2.4%	0.7%	0.0%	

【経常収益】														一般財源 振替額	
1	使 用 料 ・ 手 数 料	664,149		40,343	20,750	308,842	194,295	4,997	3,691	50,404	0	0	0	0	40,827
2	分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	4,703,424		38,317	3,799	4,531,498	538	0	43	0	0	0	0	129,229	
3	保 険 料	4,358,400		0	0	4,358,400	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	事 業 収 益	3,408,835		1,627,588	0	0	1,781,247	0	0	0	0	0	0	0	
5	そ の 他 特 定 行 政 サ ー ビ ス 収 入	106,810		32,629	0	69,174	5,007	0	0	0	0	0	0	0	
	経 常 収 益 b	13,241,619		1,738,878	24,549	9,267,914	1,981,087	4,997	3,734	50,404	0	0	0	170,056	
	b/a	32.0%		22.4%	1.0%	43.0%	52.4%	1.7%	0.4%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%		
	(差引)純経常行政コスト a-b	28,161,423		6,009,142	2,518,342	12,307,605	1,797,134	285,341	1,056,119	2,852,303	253,357	977,464	873	△ 170,056	

※1 法適用企業会計については、みなし償却を行った財務諸表データを使用しています。
 ※2 消費税等の会計処理は、公営企業や連結の対象となった法人の法定決算書に基づいています。

① 収益の各項目

原則として連結対象となった会計・法人の国庫補助金・都道府県補助金以外は全て連結行政コスト計算書に計上される。

3.6.5. 連結純資産変動計算書

連結純資産変動計算書

〔 自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日 〕

(単位:千円)

	純資産合計	公共資産等整備 国県補助金等	公共資産等整備 一般財源等	他団体及び 民間出資分	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	118,033,150	19,875,819	81,173,609	0	6,485,359	10,498,363
純経常行政コスト	△ 28,158,810				△ 28,158,810	
一般財源						
地方税	15,212,071				15,212,071	
地方交付税	431,726				431,726	
その他行政コスト充当財源	2,637,779				2,637,779	
補助金等受入	10,637,353	1,453,963			9,183,389	
臨時損益						
災害復旧事業費	0				0	
公共資産除売却損益	0				0	
投資損失	0				0	
収益事業純損失	0				0	
損失補償履行確定額	0				0	
損失補償等引当金繰入等	△ 10,712				△ 10,712	
第三セクター等に対する出資金の減資	0				0	
勸奨退職による割増退職金	△ 6,674				△ 6,674	
科目振替						
公共資産整備への財源投入			1,402,691		△ 1,402,691	
公共資産処分による財源増		0	△ 68,866		68,866	0
貸付金・出資金等への財源投入		0	968,489		△ 968,489	
貸付金・出資金等の回収等による財源増		0	△ 699,388		699,388	
減価償却による財源増		△ 693,268	△ 4,262,287		4,955,555	0
地方債償還に伴う財源振替			4,271,086		△ 4,271,086	
出資の受入・新規設立	0		0		0	
資産評価替えによる変動額	△ 208		△ 404,263			404,055
無償受贈資産受入	4,740					4,740
その他	168,811	3,732	△ 570,912		735,992	0
期末純資産残高	118,949,226	20,640,247	81,810,159	0	5,591,664	10,907,158
チェック(BS上の残高)	118,949,225	20,640,247	81,810,158	0	5,591,662	10,907,158
差額	0	0	△ 0	0	0	0

※1 法適用企業会計については、みなし償却を行った財務諸表データを使用しています。

※2 消費税等の会計処理は、公営企業や連結の対象となった法人の法定決算書に基づいています。

① その他行政コスト充当財源・臨時損益

収益事業の純損益が計上される。純利益の場合は「その他行政コスト充当財源」に、純損失の場合は臨時損益の一項目として計上される。

3.6.6. 連結資金収支計算書

連結資金収支計算書

(自平成25年4月1日
至平成26年3月31日)

(単位:千円)

① 対象となっている資金

流動資産に計上される現金及び預金となる。
普通会計の資金収支計算書とも資金の範囲が異なっている点に注意が必要である。

② 収益事業純収入・収益事業純支出

収益事業の収支差額が計上される。収支差額がプラスであれば「収益事業純収入」、マイナスであれば「収益事業純支出」に計上される。

1 経常的収支の部	
人件費	5,837,726
物件費	5,876,774
社会保障給付	15,974,404
補助金等	4,116,158
支払利息	3,637
その他支出	2,556,582
支出合計	34,365,281
地方税	15,273,144
地方交付税	431,726
国県補助金等	9,175,462
使用料・手数料	663,036
分担金・負担金・寄附金	4,698,815
保険料	4,291,008
事業収入	3,460,922
諸収入	1,416,122
地方債発行額	718,300
長期借入金借入額	0
短期借入金増加額	0
基金取崩額	52,912
その他収入	1,756,318
収入合計	41,937,765
経常的収支額	7,572,484

2 公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	6,826,775
公共資産整備補助金等支出	296,010
地方独立行政法人公共資産整備支出	0
一部事務組合・広域連合公共資産整備支出	162,667
地方三公社公共資産整備支出	0
第三セクター等公共資産整備支出	0
支出合計	7,285,452
国県補助金等	1,461,891
地方債発行額	3,709,547
長期借入金借入額	0
基金取崩額	0
その他収入	522,858
収入合計	5,694,295
公共資産整備収支額	△1,591,157

3 投資・財務的収支の部	
投資及び出資金	0
貸付金	247,504
基金積立額	267,740
定額運用基金への繰出支出	0
地方債償還額	5,024,493
長期借入金返済額	389,040
短期借入金減少額	0
収益事業純支出	0
その他支出	0
支出合計	5,928,777
国県補助金等	0
貸付金回収額	465,817
基金取崩額	0
地方債発行額	0
長期借入金借入額	0
収益事業純収入	0
公共資産等売却収入	187,340
その他収入	228,705
収入合計	881,862
投資・財務的収支額	△5,046,915

当年度資金増減額	934,412
期首資金残高	5,558,995
経費負担割合変更に伴う差額	943
期末資金残高	6,494,350
チェック(BS上の残高)	6,494,350
差	0

※1 上記の他、-の受け入れに伴う歳計外現金の収入額-千円
(-の返還に伴う支出額-千円)があります。

※2 法適用企業会計については、みなし償却を行った財務諸表データを使用しています。

※3 消費税等の会計処理は、公営企業や連結の対象となった法人の法定決算書に基づいています。

4. 連結財務書類の分析

八潮市の連結財務書類を分析すれば以下のとおりとなる。 ※ () は平成 24 年度の数値

4.1. 普通会計 4 表

① 社会資本形成の世代間負担比率（純資産／公共資産）（％）＝ 79.0％（79.4％）

公共資産のうちこれまでの世代によって既に負担された分の割合をみる。八潮市の公共資産の約 8 割がこれまでの世代によって既に負担済であることがわかる。

② 予算額対資産比率（資産合計／歳入総額）＝ 3.7（3.7）

資産の形成に何年分の歳入が充当されたかをみる。八潮市は資産の形成に約 4 年分の歳入が充当されている。

③ 有形固定資産の行政目的別割合

行政分野ごとの資産形成の比重を把握する。八潮市は生活インフラ・国土保全が公共資産の約 5 割を占めていることがわかる。

図表. 有形固定資産の行政目的別割合

有形固定資産 目的別内訳	金額		割合	
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
生活インフラ・国土保全	525.3 億円	511.0 億円	54.8%	53.1%
教育	246.8 億円	241.8 億円	25.8%	25.2%
福祉	38.4 億円	36.4 億円	4.0%	3.8%
環境衛生	35.5 億円	36.2 億円	3.7%	3.8%
産業振興	8.6 億円	8.7 億円	0.9%	0.9%
消防	27.4 億円	27.8 億円	2.9%	2.9%
総務	75.5 億円	99.3 億円	7.9%	10.3%
合計	957.5 億円	961.2 億円	100.0%	100.0%

④ 受益者負担比率（経常収益／経常行政コスト）（％）＝ 2.5％（2.2％）

経常的な行政活動がどの程度その対価でカバーされているかをみる。八潮市の経常的な行政活動は 2.5％がその対価でカバーされている。行政目的別にみると、福祉で受益者負担比率が高くなっている。

図表. 純経常行政コストの受益者負担比率

受益者負担割合 行政目的別内訳	割合	
	平成 25 年度	平成 24 年度
生活インフラ・国土保全	0.7%	1.3%
教育	1.0%	1.0%
福祉	3.2%	2.9%
環境衛生	1.5%	1.4%
産業振興	1.7%	1.6%
消防	0.4%	0.4%
総務	1.7%	1.8%
議会	0.0%	0.0%
支払利息	0.0%	0.0%
回収不能見込計上額	0.0%	0.0%
その他行政コスト	0.0%	0.0%

⑤ 経常行政コストの行政目的別割合

行政分野ごとの経常行政コストの比重を把握する。八潮市は特に福祉に行政コストがかけられていることがわかる。福祉にかけられている行政コストは全体の約4割に達している。

図表. 経常行政コストの行政目的別割合

経常行政コスト 行政目的別内訳	金額		割合	
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
生活インフラ・国土保全	62.2 億円	37.0 億円	24.3%	16.8%
教育	25.4 億円	24.3 億円	9.9%	11.0%
福祉	100.8 億円	94.5 億円	39.4%	43.0%
環境衛生	18.2 億円	18.8 億円	7.1%	8.6%
産業振興	2.9 億円	3.2 億円	1.1%	1.4%
消防	10.6 億円	8.5 億円	4.1%	3.9%
総務	29.0 億円	26.3 億円	11.3%	11.9%
議会	2.5 億円	2.6 億円	1.0%	1.2%
支払利息	3.5 億円	3.8 億円	1.3%	1.7%
回収不能見込計上額	0.9 億円	1.0 億円	0.4%	0.5%
その他行政コスト	0.0 億円	0.0 億円	0.0%	0.0%
合計	256.0 億円	220.0 億円	100.0%	100.0%

⑥ 純経常行政コスト／（一般財源・補助金等受入のうちその他一般財源等）（％）＝１０
６．７％（８９．７％）

行政サービスのコストから受益者負担分を除いた分を地方税や地方交付税、地方譲与税などの一般財源等でどの程度カバーしたかをみる。１００％を上回っている場合は一般財源等でもカバーできず、基金の取崩しや特例債の発行でカバーしていることになる。八潮市は１００％を上回っており、一般財源等でカバーできていない状況であることがわかる。

⑦ その他

- 減価償却累計額／（有形固定資産合計－土地＋減価償却累計額）（％）＝５１．２％
（４８．４％）：耐用年数に比べて償却資産の取得からどの程度経過しているのかをみる。八潮市は耐用年数に比べて償却資産全体で５１．２％取得から経過していることがわかる。
- 売却可能資産／公共資産（％）＝０．０１％（０．０１％）：公共資産のうちどの程度の資産が売却可能かをみる。八潮市は公共資産のほとんどが売却できない資産であることがわかる。
- 回収不能見込額／長期延滞債権・未収金＝１３．５％（１１．７％）：債権のうちどの程度回収不能となる見込みかをみる。八潮市は長期延滞債権・未収金のうち１３％は回収できない見込みであることがわかる。

４．２． 連結財務書類４表

連結財務書類４表の分析では連結倍率指標を用いる。連単倍率指標では普通会計を１とした場合に、連結の対象を広げることによってどのように変化したかをみる。

貸借対照表をみると、公共資産は地方公営事業会計を連結することで１．５６倍に増えており、一部事務組合・地方三公社を連結しても１．６１倍となっている。また、負債も地方公営事業会計を連結することで１．８６倍に増えているが、一部事務組合・八潮市土地開発公社を連結しても１．９０倍となっている。さらに、行政コストも地方公営事業会計を連結することで１．５８倍に増えているが、一部事務組合・八潮市土地開発公社を連結しても１．６２倍となっている。八潮市の一部事務組合・八潮市土地開発公社は財政状況にあまり影響を与えないことがわかる。地方公営事業会計では、資産、負債とも下水道事業の影響が大きい。

公営事業会計を連結することによる資産の増加は、下水道事業、宅地造成事業が主な原因となっている。負債については下水道事業の影響が大きくなっている。下水道の負債の規模は普通会計の５７．０％となっている。

<貸借対照表>

(資産の部)

	普通会計	普通会計 ～地方公営事業会計	普通会計 ～第三セクター等
公共資産合計	1.0	1.56(1.56)	1.61(1.61)
投資等合計	1.0	1.10(1.09)	1.14(1.13)
流動資産合計	1.0	6.15(5.14)	6.22(5.21)
資産合計	1.0	1.63(1.61)	1.68(1.66)

(負債の部・純資産の部)

	普通会計	普通会計 ～地方公営事業会計	普通会計 ～第三セクター等
固定負債合計	1.0	1.91(1.90)	1.94(1.95)
流動負債合計	1.0	1.52(1.50)	1.67(1.61)
負債合計	1.0	1.86(1.85)	1.90(1.90)
純資産合計	1.0	1.53(1.50)	1.57(1.55)

<行政コスト計算書>

(経常行政コスト)

	普通会計	普通会計 ～地方公営事業会計	普通会計 ～第三セクター等
人件費	1.0	1.11(1.11)	1.12(1.13)
退職手当引当金繰入等	1.0	1.02(0.93)	1.03(0.90)
賞与引当金繰入等	1.0	1.00(1.00)	1.01(1.01)
物件費	1.0	1.31(1.33)	1.38(1.39)
維持補修費	1.0	1.34(1.53)	2.75(2.89)
減価償却費	1.0	1.51(1.96)	1.56(2.06)
社会保障給付	1.0	2.75(2.73)	2.75(2.73)
補助金等	1.0	2.56(2.83)	2.32(2.54)
他団体への公共資産整備補助金等	1.0	1.33(1.47)	1.34(1.48)
支払利息	1.0	2.77(2.77)	2.83(2.83)
回収不能見込計上額	1.0	3.01(3.16)	3.04(3.16)
行政コスト合計	1.0	1.58(1.73)	1.62(1.76)

(経常収益)

	普通会計	普通会計 ～地方公営事業会計	普通会計 ～第三セクター等
使用料・手数料	1.0	1.00(1.00)	1.34(1.36)
分担金・負担金・寄附金	1.0	31.60(194.15)	31.60(194.09)
保険料	1.0	—	—
事業収益	1.0	—	—
その他特定行政サービス収入	1.0	—	—
他会計補助金等	1.0	—	—
行政サービス収入合計	1.0	19.58(26.53)	20.52(27.78)

<資金収支計算書>

	普通会計	普通会計 ～地方公営事業会計	普通会計 ～第三セクター等
経常的支出	1.0	1.78(1.80)	1.79(1.80)
経常的収入	1.0	1.62(1.63)	1.65(1.65)
公共資産整備支出	1.0	1.54(1.62)	1.57(1.64)
公共資産整備収入	1.0	2.05(2.41)	2.09(2.42)
投資・財務的支出	1.0	1.08(1.27)	1.18(1.34)
投資・財務的収入	1.0	1.09(1.01)	1.22(0.87)

行政コスト計算書を見ると、支払利息は地方公営事業会計を連結することで2.77倍に増えている。これは下水道事業が主な原因となっている。下水道事業の支払利息は普通会計より大きくなっている。下水道の負債の規模は普通会計の57.0%であった。昭和63年度から平成6年度頃に借入した下水道事業債は3.75%から4.95%と高利率であったことが原因となっている。また、回収不能見込計上額は地方公営事業会計を連結することで3.01倍に増えている。これは国民健康保険事業が主な原因となっている。国民健康保険税の回収の困難さがうかがえる。

